

会議結果報告書

会議名称	第8回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年12月17日(月) 18:30~21:20 S T V北2条ビル6階A、B会議室
出席委員	11人出席(1人欠席)
次回開催	平成19年12月22日(土) 14:00~ S T V北2条ビル6階1~3号会議室

議題	概要等
1. 開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料6」として、前回と同様に、「救済制度の検討について」を配付している。その他、今後の答申のイメージとして、答申書の構成案「資料7」、埼玉県<small>の</small>救済制度に関する答申書「資料8」をそれぞれ配布している。
2. 救済制度についての検討	<p>「組織の概要」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高い専門性、公平性の確保を有して問題解決を図るために、市の組織から一定程度の独立性を有した機関とする必要があることから、附属機関として設置することが望ましいこと。」、「組織は、相談部門、調査部門、審査部門という三層に分けて考えることが望ましいこと。」、「合議制の委員会方式と独任制の方式とがあるが、迅速性、専門性を考慮すると独任制方式とすることが望ましいこと。」という「組織の概要」の記載について、意見交換を行った。 ・三層のパターンとすると、相談する側の立場に立った場合、調査員に対して、また一から説明しなければならないという懸念がある。相談を実際に受けている際に、調査や調整を同時並行で実施することも考えられるので、組織を分けることが現実的だろうか。 ・マンパワーの問題が大きいだらう。相談はほぼ毎日開設していることを考えると、調査部門と一体化させることは困難ではないか。 ・組織を分けることが、相談機能と調査機能との協力関係の障害になることがあればそうしない方が良さそうだ。ただし、調査機能は、一定の専門性を必要とするなど、役割は一定程度分けて考える必要がある。 ・この救済制度の役割として大きなものの一つに調整機能がある。調整機能はどの部門に組織付けされるのだろうか。 ・調整は、原則として調査を行った後、その結果に基づいて実施するものであり調査部門が主として担当するが、申立て以前に調整が可能な場合は、相談部門から機能として働くことがあり得るだろう。 ・例えば、アシストセンターなど既存の機関と連携を図り、そのうえで調査、調整機能を併せ持つような機能も考えられるのではないだろうか。 ・やはり、二層の体制が望ましいのではないか。相談機能と調査機能は分けて考えることが必要である。相談機能では幅広い相談に対して受付を行うが、調査機能では、実際の事実確認など高度な判断が要求される。また、相談機能では、相談を十分聞き取って、それを調査機能に伝える役割があり、相談と調査・調整の部分は連携を十分取ることに対応可能と考えられる。

・独任制か合議制かという点については、迅速性、専門性等が求められることから、独任制が望ましいことが確認された。

「組織の人材」について

・「相談部門の人材について」、「調査部門の人材について」の記載について意見交換を行った。

・調査、調整機能では、専門性が求められるという話も出ているが、相談機能では、比較的若い相談員も求められることが記載されている。この制度の中で、相談あるいは調査・調整の一翼を、子どもが担うことはできないだろうか。そうすることで、関与した子どもが成長し、子どもの権利の概念が長い時間をかけて醸成されていくのではないかと考える。

・この制度の中に、相談する側だけではなく、解決する側にも主体的にかかわらせたいという思いはある。例えば、子ども同士で解決することが望ましいような、子ども同士で調整ができるようなところで、双方の子どもの意見を聞き、調整し、話し合っていくような形で、子どもの力をかかわらせることはできるのではないか。

・子どもにとって、相談を受けるという精神的な負担や守秘義務等の課題もあり、非常に難しいと考える。今の段階では、決して一人ひとりの子どもにとってプラスになるとは言えないのではないか。

・子どもをかかわらせるとなると、その子どものケアをどうするかを大人は考えなければならない。この制度の中にそのような考えを導入すると、調査や調整活動にプラスして子どものケアまで行うことは、現段階では困難であると考え。

・現在、子ども同士の助け合いとして導入されつつあることに、ピアカウンセリングというものがある。救済制度に持ち込まれる前の段階で、このピアカウンセリングの考え方を盛んにしていくという議論も大事ではないだろうか。

・現段階ではこの制度に導入することによる混乱も考えられる。将来的には検討の余地があるとおさえておくべきだろう。

・「審査部門の人材について」の記載について意見交換を行った。

・「審査部門」は、勧告や意見表明などを行うということはわかるが、それ以前の調査、調整の段階と分断されているような印象を受ける。継続的に専門員と審査部門の人材とでディスカッションがあるようなシステムになるのだろうか。

・例えば、札幌市のオンブズマンでは、申立て後に担当するにふさわしいオンブズマンが決定され、そのオンブズマンが、その後の改善に向けて、常に調査員とチームを組んで行っている。その際に、どこまで調査員に任せるといえるかは、オンブズマンの判断ということになる。

・相談の後に、申立てを受けて調査員が入ることになるのだが、その後のいわゆるオンブズマンとの関係が不明である。オンブズマンと相談員、調査員とのつながりについて、もう少し議論すべきではないか。

・現在使用している資料では、オンブズマン制度がきちんと機能するために必要な人材ということで、三つにわけて記載している。ただ、そうするとそれぞれが別々に存在している感じがあり、全体の流れが見えにくいという面もあるだろう。

・「組織の概要」の冒頭部分に、オンブズマンは何を行う人か、どういう役割を担うかがはっきり記載する必要があるだろう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、埼玉県の答申書には、救済機関の仕組みというイメージ図が記載されている。そこでは、救済機関の位置付けが、子どもによる相談、救済機関の各機能、協力連携などが分かりやすく記載されている。そのような全体の中で、相談員や調査員の位置付けは何かを考えると、あまり矛盾は感じないのではないか。 ・オンブズマンは、トップとして、ケースについてすべて責任や権限を持っている。相談員は、相談ケースの全てをオンブズマンに伺うのではなく、オンブズマンの理念に基づき答えるだろう。一方で、調査員は、専任のオンブズマンの支持を受けながら進めていくと考えられる。いずれにしても、柔軟で弾力的な子どもに寄り添った機能と捉える必要がある。 ・議論の結果、理念としては、オンブズマンは相談からすべて責任を持つものであること、一方で、現実問題としては、それぞれ役割を分担して組織を考える必要があることが確認された。 <p>「事務局体制」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「附属機関の庶務を担当するために、札幌市に事務局を置く。事務局の設置に際しては、救済機関の公平・中立性を考慮するとともに、その機能を十分発揮することができるよう市長部局に置くことが望ましい。」という記載については、この記載で妥当である旨が確認された。 <p>「他の相談機関等との連携」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存の相談機関等との情報交換、意見交換などを行い、連携を強固にする必要があること。調査等の実施に際しては、教育委員会をはじめとした関係機関等と緊密な連携のもとに行う必要があること。」という記載について、意見交換を行った。 ・連携のイメージがわかりにくい。 ・連携は、相談機関の者にとっては守秘義務の関係などから難しいものである。例えば、虐待の場合、市町村の見守りネットワークなどを活用し、通告後の対応など、お互いの顔を見合わせて学習会を実施している。まずは、この救済制度に積極的にかかわる一員であるということが前提になる。その後、ケースが生じたときに速やかに動ける体制を作っておいて、連携するというイメージではないか。 ・顔を見える関係を作った上で、ケースバイケースで対応するという考えが必要だろう。
3 . 閉会	<p>子どもとの意見交換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月22日（土）の午後に、検討会議委員と子どもとの意見交換を行うが、子どもから公開で行うか非公開で行うか意見を聞いたところ、非公開希望の子どもがいたことから、今回は、非公開で開催することが確認された。 <p>次回以降の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9回検討会議（子どもとの意見交換）の日程 日時：平成19年12月22日（土）14時00分～ 場所：S T V北2条ビル1～3号会議室